

# 事業場下水の手引

川崎市

# 目 次

## はじめに

1 公共下水道の使用に伴う法令の規定	1
(1) 水質規制と除害施設の設置	1
① 直罰制度による水質規制（法第 12 条の 2、条例第 8 条）	1
② 除害施設の設置（法第 12 条、法第 12 条の 11、条例第 8 条の 2）	1
表－1 公共下水道への下水の排除規制	2
表－2－1 公共下水道への下水の排除基準表（入江崎処理区）	3
表－2－2 公共下水道への下水の排除基準表（加瀬処理区）	4
表－2－3 公共下水道への下水の排除基準表（等々力・麻生処理区）	5
表－3－1 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 附則別表（窒素含有量、磷含有量に関する業種別暫定基準）	6
表－3－2 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 附則別表（ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物に関する業種別暫定基準）	7
表－3－3 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令 附則別表（亜鉛及びその化合物に関する業種別暫定基準）	8
表－4－1 水質汚濁防止法施行令 別表第 1	10
表－4－2 ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第 2	15
(2) 届出事項	16
① 特定事業場が行う届出	16
② 特定事業場以外の事業場が行う届出等	16
表－5－1 届出関係一覧表（特定事業場）	16
表－5－2 届出関係一覧表（特定事業場以外の事業場）	17
表－6－1 事業場の種類別届出事項	18
表－6－2 特定施設設置届出及び特定施設の構造等変更届出の手順	19
表－6－3 除害施設新設・増設・改築計画確認申請の手順	20
(3) 計画変更命令（法第 12 条の 5）	21
(4) 事故時の措置（法第 12 条の 9）	21
(5) 水質測定義務等（法第 12 条の 12、条例第 8 条の 3）	21
表－7 下水の水質測定回数	22
(6) 改善命令等（法第 37 条の 2）	23
(7) 監督処分等（法第 38 条）	23
(8) 報告（法第 39 条の 2）	23
(9) 罰則（法第 44 条～51 条、条例第 36 条、条例第 38 条）	24
表－8－1 法による罰則	24
表－8－2 条例による罰則	25
(10) 水質規制の分類	26

2	届出書類の記入例及び記入上の注意	27
(1)	公共下水道使用開始（変更）届	28
	事業場排水調査票	30
(2)	公共下水道使用開始届	32
(3)	特定施設設置届出書	34
(4)	特定施設使用届出書	36
(5)	特定施設の構造等変更届出書	38
	別紙（1）特定施設の構造	40
	別紙（2）特定施設の使用方法	42
	別紙（3）汚水の処理の方法	45
	別紙（4）下水の量及び水質	51
	別紙（5）用水及び排水の系統	52
	別紙（6）参考事項	53
	届出別紙の添付書類一覧	54
	添付図ー1 特定施設の配置図の例	55
	添付図ー2 事業場の平面図の例	56
	添付図ー3 汚水の処理施設配置図の例	57
	添付図ー4 汚水の処理工程図の例	58
	添付表ー1 特定施設を含む操業の系統の例	59
	添付表ー2 用排水のバランスシートの例	60
(6)	氏名変更等届出書	62
(7)	特定施設使用廃止届出書	64
(8)	承継届出書	66
(9)	除害施設新設・増設・改築計画確認申請書	68
(10)	除害施設工事完成届	70
(11)	除害施設等維持管理報告書	72
3	その他	77
(1)	除害施設の設置に伴う資金融資制度	77
(2)	わがまち特例による下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置	77
	参考資料 水質項目別の排出源と下水道への影響	78

## はじめに

公共下水道は、清潔で住みよい街づくりに欠くことのできない施設です。雨水を排除し浸水から地域を守ると共に、家庭や事業場からの下水を下水処理場で処理することにより、河川や海の水質汚濁防止にも役立っています。

事業場下水の中には、公共下水道施設の腐食・損傷、悪臭及び有害なガスの発生、下水処理場の処理機能の阻害等の原因となるものがあります。これらの弊害を防止するために、公共下水道に排除することのできる事業場下水の水質基準（排除基準）が定められています。排除基準を超える事業場下水は下水道法及び川崎市下水道条例により除害施設を設置するなどし、排除基準以下の水質とするよう義務付けられています。

この手引書は、事業場が公共下水道を使用するにあたり適用される法令、届出書類、届出の手續及び排除基準等を取りまとめたものです。

令和5年10月



## 1 公共下水道の使用に伴う法令の規定

工場又は事業場（以下「事業場」という。）が公共下水道を使用するにあたり、公共下水道の機能及び構造の保全並びに下水処理場からの排水を排水基準以下とし公共水域の保全に努めるために、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「法」という。）及び川崎市下水道条例（昭和 36 年条例第 18 号。以下「条例」という。）による規制が設けられています。

### (1) 水質規制と除害施設の設置

事業場は、一定の良好な下水を公共下水道に排除することが定められ、水質の悪い下水（以下「悪質下水」という。）を排除すると罰則を受けることがあります。また、上下水道事業管理者は除害施設の設置等を命じることができます。特に、特定施設（表－４－１、表－４－２（P10～15）参照）を設置する事業場（以下「特定事業場」という。）は、悪質下水を排除する可能性の高い事業場として厳しい水質規制を受けています。

#### ① 直罰制度による水質規制（法第 12 条の 2、条例第 8 条）

直罰制度は一定の排除基準を超えた下水を排除すると、その行為が罰則の対象となるもので、対象事業場は特定事業場に限定されています。

また、直罰対象となる項目は特定事業場が排除する下水量で異なりますが、表－１（P2）の○印の項目で、その排除基準は表－２－１～表－２－３（P3～5）のとおりです。

#### ② 除害施設の設置（法第 12 条、法第 12 条の 11、条例第 8 条の 2）

表－１（P2）の△印の項目に該当する事業場は、表－２－１～表－２－３（P3～5）の排除基準を超える場合、上下水道事業管理者は、除害施設を設け又は必要な措置を講じるよう命じることができます。

なお、①の直罰による水質規制の適用となる事業場については直罰を免れるために除害施設の設置等が必要となります。

表-1 公共下水道への下水の排除規制

対象者 対象項目又は物質	下水処理場のある公共下水道の使用者						下水処理場のない 公共下水道の使用者			
	特定施設の設置者				特定施設を 設置していない者					
	水質汚濁防止法		ダイキソソ類対策法		50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満		
	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満		
有害物質	カドミウム及びその化合物	○		△		△		-		
	シアン化合物	○		△		△		-		
	有機燐化合物	○		△		△		-		
	鉛及びその化合物	○		△		△		-		
	六価クロム化合物	○		△		△		-		
	砒素及びその化合物	○		△		△		-		
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	○		△		△		-		
	アルキル水銀化合物	○		△		△		-		
	ポリ塩化ビフェニル	○		△		△		-		
	トリクロロエチレン	○		△		△		-		
	テトラクロロエチレン	○		△		△		-		
	ジクロロメタン	○		△		△		-		
	四塩化炭素	○		△		△		-		
	1,2-ジクロロエタン	○		△		△		-		
	1,1-ジクロロエチレン	○		△		△		-		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	○		△		△		-		
	1,1,1-トリクロロエタン	○		△		△		-		
	1,1,2-トリクロロエタン	○		△		△		-		
	1,3-ジクロロプロペン	○		△		△		-		
	テトラメチルチオウラムジスルフィド（チラウム）	○		△		△		-		
	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ） -s-トリアジン（シマジン）	○		△		△		-		
	S-4-クロロペンチル=N,N-ジエチル チオカルバマート（チオベンカルブ）	○		△		△		-		
	ベンゼン	○		△		△		-		
	セレン及びその化合物	○		△		△		-		
	ほう素及びその化合物	○		△		△		-		
	ふつ素及びその化合物	○		△		△		-		
	1,4-ジオキサン	○		△		△		-		
	ダイオキシン類		△		○		△		-	
	その他の項目又は物質	温度		△		△		△		△
		水素イオン濃度（pH）	○	△		△		△		△
生物学的酸素要求量（BOD）		○	-	△	-	△	-		-	
浮遊物質（SS）		○	-	△	-	△	-		-	
ノルマルヘキサン		○	△		△		△		△	
抽出物質含有量 鉱油類		○	▲		▲		▲		▲	
抽出物質含有量 動植物油脂類		○	▲		▲		▲		▲	
窒素含有量		○	-	△	-	△	-		-	
燐含有量		○	-	△	-	△	-		-	
よう素消費量			△		△		△		△	
フェノール類		○	△		△		△		-	
銅及びその化合物		○	△		△		△		-	
亜鉛及びその化合物		○	△		△		△		-	
鉄及びその化合物（溶解性）		○	△		△		△		-	
マンガン及びその化合物（溶解性）		○	△		△		△		-	
クロム及びその化合物		○	△		△		△		-	
ニッケル及びその化合物			△		△		△		-	
色汚染度					△				-	
臭気				△				-		

備考 1 ○印 直罰適用（下水が表-2-1～表-2-3の基準を超えると刑事罰の対象となります。）  
2 △印 除害施設設置義務の適用（下水が表-2-1～表-2-3の基準を超える場合、除害施設の設置又は必要な措置をしなければなりません。）  
▲印は排水量500m<sup>3</sup>/日以上 of 事業場に適用されます。  
3 -印 適用なし

表-2-1 公共下水道への下水の排除基準表（入江崎処理区）

R3.12.1~

対象者 対象項目又は物質	下水処理場のある公共下水道の使用者						下水処理場のない公共下水道の使用者		
	特定施設の設置者				特定施設を 設置していない者				
	水質汚濁防止法		材質汚濁対策法		50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	
	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03		0.03		0.03		-	
	シアン化合物	1		1		1		-	
	有機燐化合物	0.2		0.2		0.2		-	
	鉛及びその化合物	0.1		0.1		0.1		-	
	六価クロム化合物	0.5		0.5		0.5		-	
	砒素及びその化合物	0.1		0.1		0.1		-	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005		0.005		0.005		-	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと		検出されないこと		-	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003		0.003		0.003		-	
	トリクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		-	
	テトラクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		-	
	ジクロロメタン	0.2		0.2		0.2		-	
	四塩化炭素	0.02		0.02		0.02		-	
	1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04		0.04		-	
	1,1-ジクロロエチレン	1		1		1		-	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4		0.4		-	
	1,1,1-トリクロロエタン	3		3		3		-	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06		0.06		-	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02		0.02		-	
	テトラメチルチオウラムジスルไฟド（チラウム）	0.06		0.06		0.06		-	
	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ） -s-トリアジン（シマジン）	0.03		0.03		0.03		-	
	S-4-クロロベンゾール-N,N-ジエチル チオカルバート（チオベンカルブ）	0.2		0.2		0.2		-	
	ベンゼン	0.1		0.1		0.1		-	
	セレン及びその化合物	0.1		0.1		0.1		-	
	ほう素及びその化合物	230		230		230		-	
	ふつ素及びその化合物	15		15		15		-	
	1,4-ジオキサン	0.5		0.5		0.5		-	
	ダイオキシン類	10		10		10		-	
	温度*	45℃		45℃		45℃		45℃	
	水素イオン濃度（pH）	5~9		5~9		5~9		5~9	
生物学的酸素要求量（BOD）*	600	適用除外	600	適用除外	600	適用除外	-		
浮遊物質（SS）*	600	適用除外	600	適用除外	600	適用除外	-		
ノルマルヘキサン	5		5		5		5		
抽出物質含有量	30	**10	適用除外	**10	適用除外	**10	適用除外	**30	適用除外
窒素含有量*	240		240		240		-		
リン含有量*	32		32		32		-		
よう素消費量*	220		220		220		220		
フェノール類	0.5		0.5		0.5		-		
銅及びその化合物	3		3		3		-		
亜鉛及びその化合物	2		2		2		-		
鉄及びその化合物（溶解性）	10		10		10		-		
マンガン及びその化合物（溶解性）	1		1		1		-		
クロム及びその化合物	2		2		2		-		
ニッケル及びその化合物	1		1		1		-		
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。						-		
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。						-		

備考1 単位は、温度、pH、色汚染度、臭気、ダイオキシン類（pg-TEQ/L）を除き全てmg/Lです。  
 2 排除基準の読み方。  
 ① pHは、5を超え9未満  
 ② \*の項目は、表の数値未満  
 ③ 上記以外は、表の数値以下  
 3 太枠内の数値を超えると直罰の対象となりますが、窒素、燐、ほう素、ふつ素、亜鉛については、業種又は施設により定められた期間内で緩和基準が適用されます。  
 （ただし、除害施設の設置基準としての数値は適用されます。）  
 4 \*\*のノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）は、排水量500m<sup>3</sup>/日以上の事業場に適用されます。



表-2-2 公共下水道への下水の排除基準表（加瀬処理区）

R3.12.1~

対象者 対象項目又は物質	下水処理場のある公共下水道の使用者							下水処理場のない公共下水道の使用者	
	特定施設の設置者				特定施設を 設置していない者				
	水質汚濁防止法		材料汚染対策法		50m <sup>3</sup> /日 以上		50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満
	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	
カドミウム及びその化合物	0.03		0.03		0.03		-		
シアン化合物	1		1		1		-		
有機燐化合物	0.2		0.2		0.2		-		
鉛及びその化合物	0.1		0.1		0.1		-		
六価クロム化合物	0.5		0.5		0.5		-		
砒素及びその化合物	0.1		0.1		0.1		-		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005		0.005		0.005		-		
アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと		検出されないこと		-		
ポリ塩化ビフェニル	0.003		0.003		0.003		-		
トリクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		-		
テトラクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		-		
ジクロロメタン	0.2		0.2		0.2		-		
四塩化炭素	0.02		0.02		0.02		-		
1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04		0.04		-		
1,1-ジクロロエチレン	1		1		1		-		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4		0.4		-		
1,1,1-トリクロロエタン	3		3		3		-		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06		0.06		-		
1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02		0.02		-		
テトラメチルチオウラムジスルไฟド（チラウム）	0.06		0.06		0.06		-		
2-クロロ-4,6-ピス（エチルアミノ） -s-トリアジン（シマジン）	0.03		0.03		0.03		-		
S-4-クロロベンゾニル-N,N-ジエチル チオベンカルブ	0.2		0.2		0.2		-		
ベンゼン	0.1		0.1		0.1		-		
セレン及びその化合物	0.1		0.1		0.1		-		
ほう素及びその化合物	10		10		10		-		
ふつ素及びその化合物	8		8		8		-		
1,4-ジオキサン	0.5		0.5		0.5		-		
ダイオキシン類	10		10		10		-		
温度*	45℃		45℃		45℃		45℃		
水素イオン濃度（pH）	5~9		5~9		5~9		5~9		
生物学的酸素要求量（BOD）*	600		適用除外		600		適用除外		
浮遊物質（SS）*	600		適用除外		600		適用除外		
ノルマルヘキサン	5		5		5		5		
抽出物質含有量	30		**10		**10		**30		
窒素含有量*	240		適用除外		240		適用除外		
リン含有量*	32		適用除外		32		適用除外		
よう素消費量*	220		220		220		220		
フェノール類	0.5		0.5		0.5		-		
銅及びその化合物	3		3		3		-		
亜鉛及びその化合物	2		2		2		-		
鉄及びその化合物（溶解性）	10		10		10		-		
マンガン及びその化合物（溶解性）	1		1		1		-		
クロム及びその化合物	2		2		2		-		
ニッケル及びその化合物	1		1		1		-		
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。							-	
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。							-	

備考1 単位は、温度、pH、色汚染度、臭気、ダイオキシン類（pg-TEQ/L）を除き全てmg/Lです。  
 2 排除基準の読み方。  
 ① pHは、5を超え9未満  
 ② \*の項目は、表の数値未満  
 ③ 上記以外は、表の数値以下  
 3 太枠内の数値を超えると直罰の対象となりますが、窒素、燐、ほう素、ふつ素、亜鉛については、業種又は施設により定められた期間内で緩和基準が適用されます。  
 （ただし、除害施設の設置基準としての数値は適用されます。）  
 4 \*\*のノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）は、排水量500m<sup>3</sup>/日以上の事業場に適用されます。

表-2-3 公共下水道への下水の排除基準表（等々力・麻生処理区）

R3.12.1~

対象者	下水処理場のある公共下水道の使用者							下水処理場のない公共下水道の使用者		
	特定施設の設置者				特定施設を 設置していない者					
	水質汚濁防止法		材料の種類対策法							
	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上	50m <sup>3</sup> /日 未満	50m <sup>3</sup> /日 以上			50m <sup>3</sup> /日 未満
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03		0.03		0.03		-		
	シアン化合物	1		1		1		-		
	有機燐化合物	0.2		0.2		0.2		-		
	鉛及びその化合物	0.1		0.1		0.1		-		
	六価クロム化合物	0.5		0.5		0.5		-		
	砒素及びその化合物	0.1		0.1		0.1		-		
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005		0.005		0.005		-		
	アルキル水銀化合物	検出されないこと		検出されないこと		検出されないこと		-		
	ポリ塩化ビフェニル	0.003		0.003		0.003		-		
	トリクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		-		
	テトラクロロエチレン	0.1		0.1		0.1		-		
	ジクロロメタン	0.2		0.2		0.2		-		
	四塩化炭素	0.02		0.02		0.02		-		
	1,2-ジクロロエタン	0.04		0.04		0.04		-		
	1,1-ジクロロエチレン	1		1		1		-		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4		0.4		0.4		-		
	1,1,1-トリクロロエタン	3		3		3		-		
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06		0.06		0.06		-		
	1,3-ジクロロプロペン	0.02		0.02		0.02		-		
	テトラメチルチオウラムジスルフィド（チラウム）	0.06		0.06		0.06		-		
	2-クロロ-4,6-ビス（エチルアミノ） -s-トリアジン（シマジン）	0.03		0.03		0.03		-		
	S-4-クロロベンゾイル-N,N-ジエチル チオベンカルブ（チオベンカルブ）	0.2		0.2		0.2		-		
	ベンゼン	0.1		0.1		0.1		-		
	セレン及びその化合物	0.1		0.1		0.1		-		
	ほう素及びその化合物	10		10		10		-		
	ふつ素及びその化合物	8		8		8		-		
	1,4-ジオキサン	0.5		0.5		0.5		-		
	ダイオキシン類	10		10		10		-		
	温度*	45℃		45℃		45℃		45℃		
	水素イオン濃度（pH）	5~9		5~9		5~9		5~9		
生物学的酸素要求量（BOD）*	600		適用除外		600		適用除外			
浮遊物質（SS）*	600		適用除外		600		適用除外			
ノルマルヘキサン	5		5		5		5			
抽出物質含有量	30		**5		**5		**30			
窒素含有量*	240		適用除外		240		適用除外			
リン含有量*	32		適用除外		32		適用除外			
よう素消費量*	220		220		220		220			
フェノール類	0.5		0.5		0.5		-			
銅及びその化合物	1[3]		1		1		-			
亜鉛及びその化合物	1[2]		1		1		-			
鉄及びその化合物（溶解性）	3[10]		3		3		-			
マンガン及びその化合物（溶解性）	1		1		1		-			
クロム及びその化合物	2		2		2		-			
ニッケル及びその化合物	1		1		1		-			
色汚染度	排水を希釈しない状態で12度以下とし、かつ、当該排水を蒸留水で1対1に希釈した状態で8度以下とする。							-		
臭気	受入れる水に臭気を帯びさせるようなものを含んでいないこと。							-		

備考1 単位は、温度、pH、色汚染度、臭気、ダイオキシン類（pg-TEQ/L）を除き全てmg/Lです。  
 2 排除基準の読み方。  
 ① pHは、5を超え9未満  
 ② \*の項目は、表の数値未満  
 ③ 上記以外は、表の数値以下  
 3 太枠内の数値を超えると直罰の対象となりますが、窒素、燐、ほう素、ふつ素、亜鉛については、業種又は施設により定められた期間内で緩和基準が適用されます。  
 （ただし、除害施設の設置基準としての数値は適用されます。）  
 5 [ ]内の数値は、昭和46年10月31日以前に設置した特定事業場（同日以前から建設工事中のものを含む。）に適用されません。  
 4 \*\*のノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）は、排水量500m<sup>3</sup>/日以上の事業場に適用されます。

表－３－１ 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 附則別表（窒素含有量、磷含有量に関する業種別暫定基準）

（令和１０年９月３０日まで適用）

項 目	業 種	許容限度
窒素含有量 (単位 mg/L)	天然ガス鉱業	160 (日間平均150)
	畜産農業(令別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するものに限る。)	130 (日間平均110)
	酸化コバルト製造業	200 (日間平均100)
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業(バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。)	4, 100 (日間平均3, 100)
磷含有量 (単位 mg/L)	畜産農業(令別表第1第1号の2イに掲げる施設を有するものに限る。)	22 (日間平均18)
備考		
1 別表第2の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。		
2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第2の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。		
3 この表に掲げる磷含有量についての排水基準は、磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として別表第2の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（磷に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。		
4 この表の左欄に掲げる項目ごとに同表の中欄に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、別表第2又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。		
5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る污水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、別表第2又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。		

表－３－２ 排水基準を定める省令の一部を改正する省令 附則別表（ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物に関する業種別暫定基準）

（令和７年６月３０日まで適用）

有害物質の種類	業 種	許容限度
ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	電気めっき業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	30
	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	40
	下水道業（旅館業（温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用するものに限る。）に属する特定事業場（下水道法（昭和33年法律第79号）第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。）から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものであつて、一定の条件に該当するものに限る。）（当分の間適用）	
	金属鉱業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	100
	旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。）（当分の間適用）	300
	旅館業（1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。）（当分の間適用）	500
ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	12
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）	15
	旅館業（水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。）の施行の際現に湧出していなかつた温泉を利用するものであつて、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排水を排出するものに限る。）（当分の間適用）	
	旅館業（温泉（自然に湧出しているもの（掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。）を除く。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）（当分の間適用）	30
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるものに限る。）	40
	旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。）を利用するものであつて1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。）（当分の間適用）	50

備考

- 1 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該特定事業場から排出される排出水の排出基準については、右欄に掲げる許容限度を適用する。
- 2 ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が10を超えることをいう。

$$\frac{\sum C_i \cdot Q_i}{Q}$$

この式において、C<sub>i</sub>、Q<sub>i</sub>及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。

C<sub>i</sub> 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値（単位 ほう素の量に関して、1リットルにつきミリグラム）

Q<sub>i</sub> 当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量（単位 1日につき立方メートル）

Q 当該下水道から排出される排出水の通常量（単位 1日につき立方メートル）

表－3－3 排水基準を定める省令等の一部を改正する省令 附則別表（亜鉛及びその化合物に関する業種別暫定基準）

（令和6年12月10日まで適用）

項目	業種	許容限度
亜鉛含有量 (単位 mg/L)	電気めっき業	4
備考 中欄に掲げる業種に属する特定事業場（水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。）が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合には、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げる許容限度を適用する。		



表－４－１ 水質汚濁防止法施行令 別表第１

番号	名 称	番号	名 称
1	鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設	1 1	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 压榨施設 ニ 真空濃縮施設 ホ 水洗式脱臭施設
1の2	畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）	1 2	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 压榨施設 ニ 分離施設
2	畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設	1 3	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 分離施設
3	水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設	1 4	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 洗淨施設（流送施設を含む。） ハ 分離施設 ニ 渋だめ及びこれに類する施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 压榨施設 ニ 湯煮施設	1 5	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設	1 6	麺類製造業の用に供する湯煮施設
6	小麦粉製造業の用に供する洗淨施設	1 7	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
7	砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設	1 8	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう	1 8の2	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗淨施設
9	米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機	1 8の3	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗淨施設
1 0	飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸留施設	1 9	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ まゆ湯煮施設 ロ 副蚕処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケツト機 へ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
		2 0	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設

番号	名 称
2 1	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
2 1 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式パーカー
2 1 の 3	合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
2 1 の 4	パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 接着機洗浄施設
2 2	木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式パーカー ロ 薬液浸透施設
2 3	パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式パーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
2 3 の 2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
2 4	化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
2 5	削除
2 6	無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
2 7	前号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設

番号	名 称
2 8	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
2 9	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
3 0	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
3 1	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
3 2	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
3 3	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
3 4	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
3 5	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設



番号	名 称
3 6	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
3 7	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
3 8	石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
3 8 の 2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
3 9	硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
4 0	脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
4 1	香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 脱臭施設
4 2	ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
4 3	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設

番号	名 称
4 4	天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
4 5	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
4 6	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
4 7	医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗浄施設
4 8	火薬製造業の用に供する洗浄施設
4 9	農薬製造業の用に供する混合施設
5 0	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
5 1	石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
5 1 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
5 1 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型型洗浄施設
5 2	皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
5 3	ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
5 4	セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）

番号	名 称
5 5	生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント
5 6	有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
5 7	人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
5 8	窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
5 9	砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
6 0	砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
6 1	鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
6 2	非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
6 3	金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
6 3 の 2	空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
6 3 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
6 4	ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
6 4 の 2	水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設

番号	名 称
6 5	酸又はアルカリによる表面処理施設
6 6	電気めつき施設
6 6 の 2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
6 6 の 3	旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第2条第4項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
6 6 の 4	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 5	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 6	飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 6 の 8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
6 7	洗濯業の用に供する洗浄施設
6 8	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
6 8 の 2	病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
6 9	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
6 9 の 2	卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）（主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のためその水産物の陸揚地において開設される卸売市場で、その水産物を主として他の卸売市場に出荷する者、水産加工業を営む者に卸売する者又は水産加工業を営む者に対し卸売するためのものを除く。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場

番号	名 称
70	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
70の2	自動車特定整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
71	自動式車両洗浄施設
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第6項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
71の5	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
71の6	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く）
73	下水道終末処理施設
74	特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

備考1 66の3は、下水の排除の制限については適用されません。ただし、温泉法で規定する温泉を利用するのはその限りではありません。

備考2 水質汚濁防止法施行規則  
（科学技術に関する研究等を行う事業場）  
第1条の2 令別表第1第71号の2の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。  
一 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）  
二 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）  
三 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）  
四 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設  
五 保健所  
六 検疫所  
七 動物検疫所  
八 植物防疫所  
九 家畜保健衛生所  
十 検査業に属する事業場  
十一 商品検査業に属する事業場  
十二 臨床検査業に属する事業場  
十三 犯罪鑑識施設

表-4-2 ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2

番号	名 称
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設
11	8,18-ジクロロ-5,15-ジエチル-5,15-ジヒドロジインドロ[3,2-b:3',2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキサジンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
13	亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

番号	名 称
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設
15	別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設
16	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
17	フロン類（特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表第1の1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
18	下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

(2) 届出事項

公共下水道の使用者が届出すべき事項は、次のとおりです。

① 特定事業場が行う届出

表－５－１のとおりですが、この記入例、添付書類については、２ 届出書類の記入例及び記入上の注意（P27）以降を参照してください。

② 特定事業場以外の事業場が行う届出等

表－５－２のとおりですが、この記入例、添付書類については、２ 届出書類の記入例及び記入上の注意（P27）以降を参照してください。

これらの関係については表－６－１（P18）のとおりです。

表－５－１ 届出関係一覧表（特定事業場）

番号	届出書	届出を必要とする場合	届出時期	根拠法令
1	公共下水道 使用開始 (変更) 届	日最大 50m <sup>3</sup> 以上又は水質が、表－２に掲げる基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する場合。また、下水量及び水質を変更しようとする場合も同様です。	あらかじめ	法第 11 条の 2 第 1 項
	公共下水道 使用開始届	特定事業場（上記により届出している場合を除く。）が公共下水道を使用する場合。		法第 11 条の 2 第 2 項
2	特定施設 設置届出書	特定施設を設置する場合。	工事着手の日前 60 日までに届出	法第 12 条の 3 第 1 項
3	特定施設 使用届出書	新たに特定施設が指定された場合、現にその施設を設置している場合。（設置の工事を行っている場合を含む。）	特定施設となった日から 30 日以内に届出	法第 12 条の 3 第 2 項
		特定施設を設置している事業場が、公共下水道を使用することとなった場合。	使用開始日から 30 日以内に届出	法第 12 条の 3 第 3 項
4	特定施設の 構造等変更 届出書	特定施設の構造、使用の方法、汚水の処理の方法、下水の量及び水質、用水及び排水の系統を変更する場合。	変更に伴う工事 着手の日前 60 日 までに届出	法第 12 条の 4
5	氏名変更等 届出書	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、事業場の名称及び所在地を変更した場合。	変更した日から 30 日以内に届出	法第 12 条の 7
6	特定施設 使用廃止 届出書	届出を行った特定施設の使用を廃止した場合。	廃止した日から 30 日以内に届出	法第 12 条の 7
7	承継届出書	特定施設の設置又は使用の届出を行った者から特定施設を譲り受け若しくは借り受け又は相続若しくは合併によってその届出にかかる特定施設を承継した場合。	承継した日から 30 日以内に届出	法第 12 条の 8 第 3 項

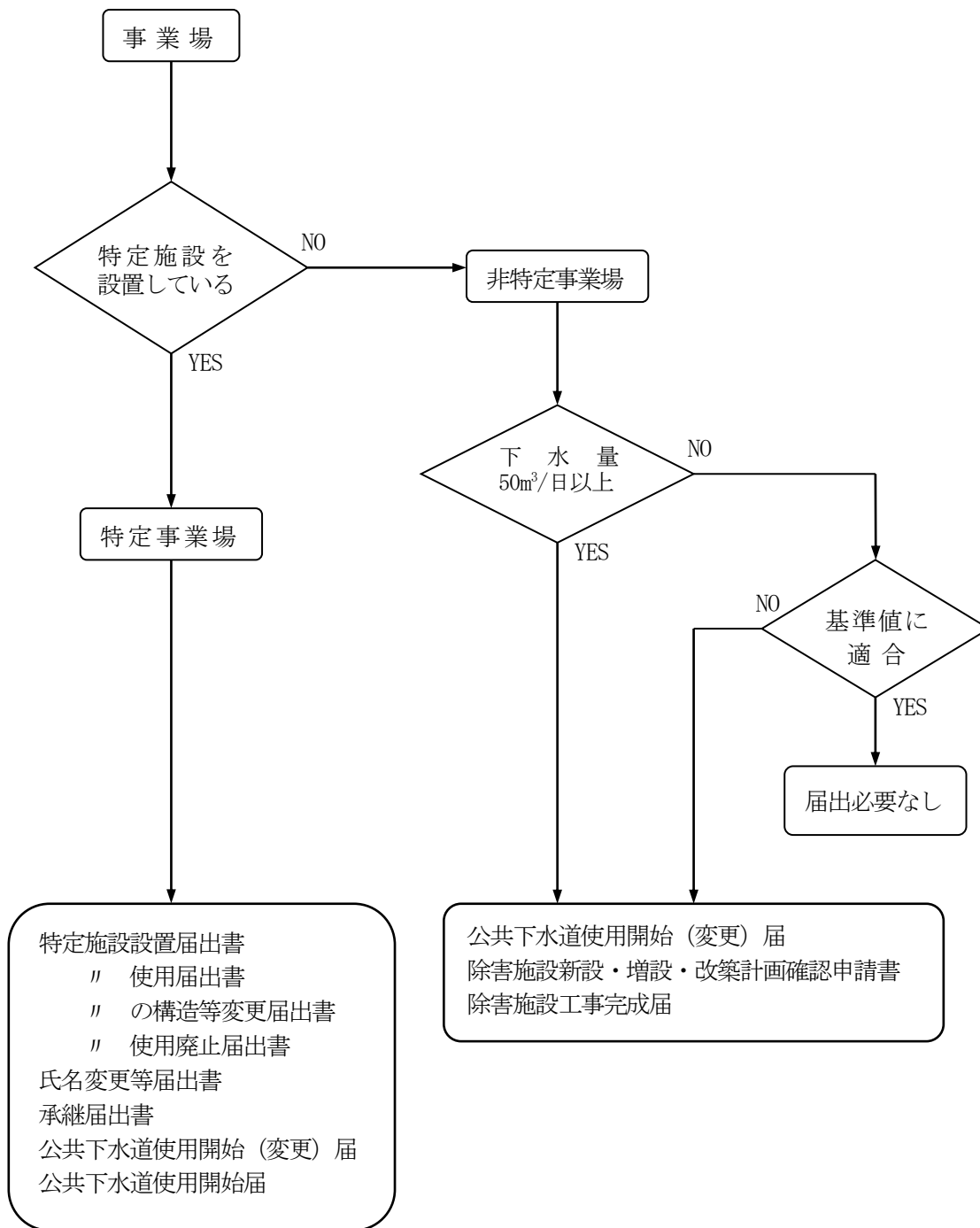
- 注 1 2、4の届出に対しては、下水道法施行規則第11条の規定により受理書を交付します。
- 2 特定施設の設置又は構造等の変更の届出を行った者は、届出が受理された日から60日間の工事着手制限（実施の制限）を受けますが、上下水道事業管理者は届出の内容が適当と認めた場合、下水道法第12条の6第2項に基づき、当該期間を短縮することができます。
- 3 届出書等は、正本、写し各一部を提出してください。受理・審査終了後、写しを届出者に返却いたしますので、保存するようお願いします。

表-5-2 届出関係一覧表（特定事業場以外の事業場）

番号	届出書	届出を必要とする場合	届出時期	根拠法令
1	公共下水道 使用開始 (変更)届	日最大50m <sup>3</sup> 以上又は水質が、表-2に掲げる基準に適合しない下水を排除して公共下水道を使用する場合。また、下水量及び水質を変更しようとする場合も同様です。	あらかじめ	法第11条の2 第1項
2	除害施設 新設・増設・ 改築計画確認 申請書	除害施設の新設、増設又は改築計画について確認を受ける場合。	あらかじめ	条例第5条
3	除害施設 工事完成届	除害施設の工事が完了した場合。	工事の完了した 日から5日以内 に届出	条例第7条 第1項

- 注 1 上記1の届出には、その事業場の概要を明らかにする図面及び図書等の添付が必要です。
- 2 除害施設の工事が完了した場合には水質検査等を行い、検査に合格したものについては、条例第7条第2項の規定により除害施設工事検査済証を交付します。
- 3 除害施設の使用を廃止した場合には、「公共下水道使用開始（変更）届」の提出をお願いします。
- 4 届出書等は、正本、写し各一部を提出してください。受理・審査終了後、写しを届出者に返却いたしますので、保存するようお願いします。

表-6-1 事業場の種類別届出事項



表一六二 特定施設設置届出及び特定施設の構造等変更届出の手順

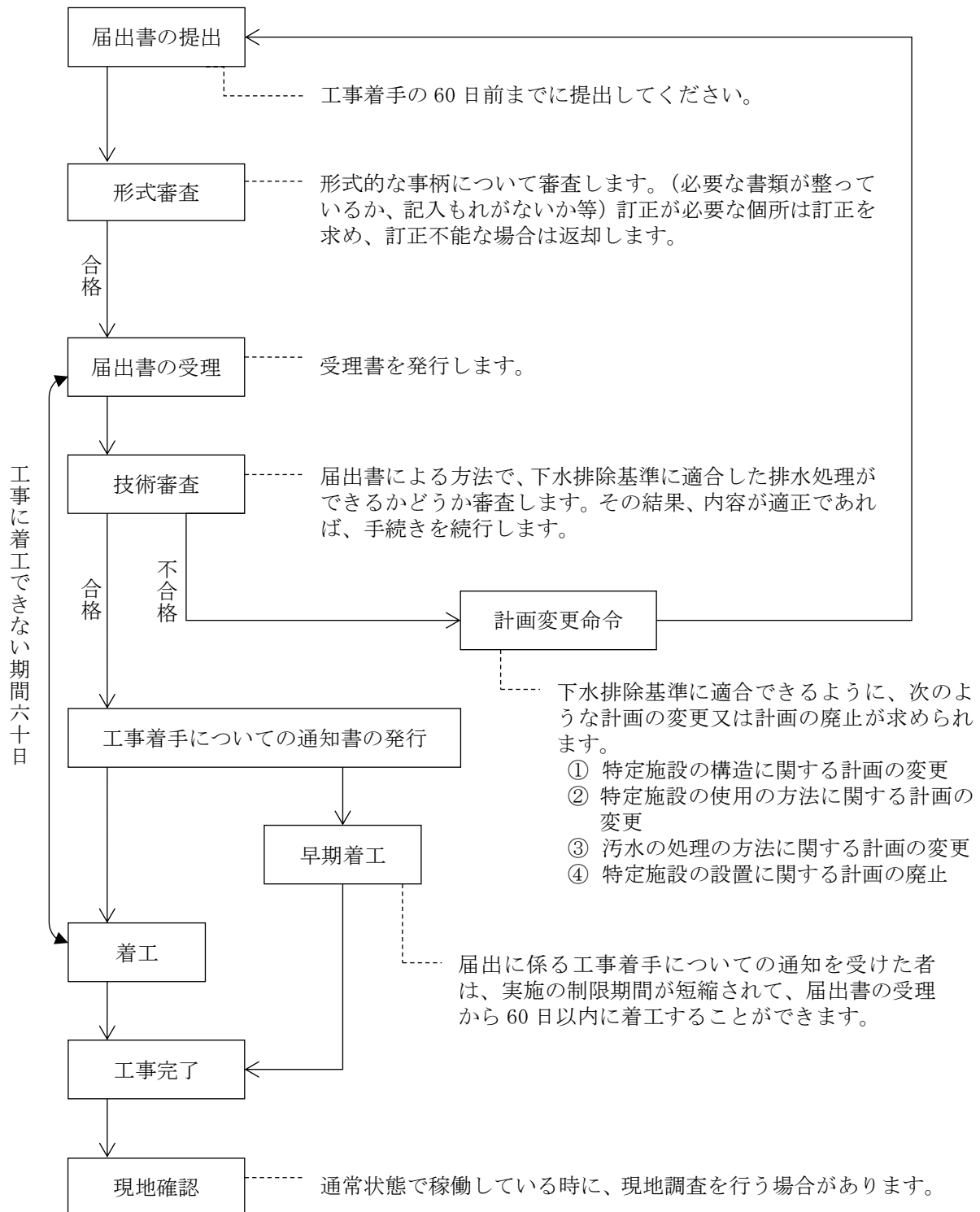
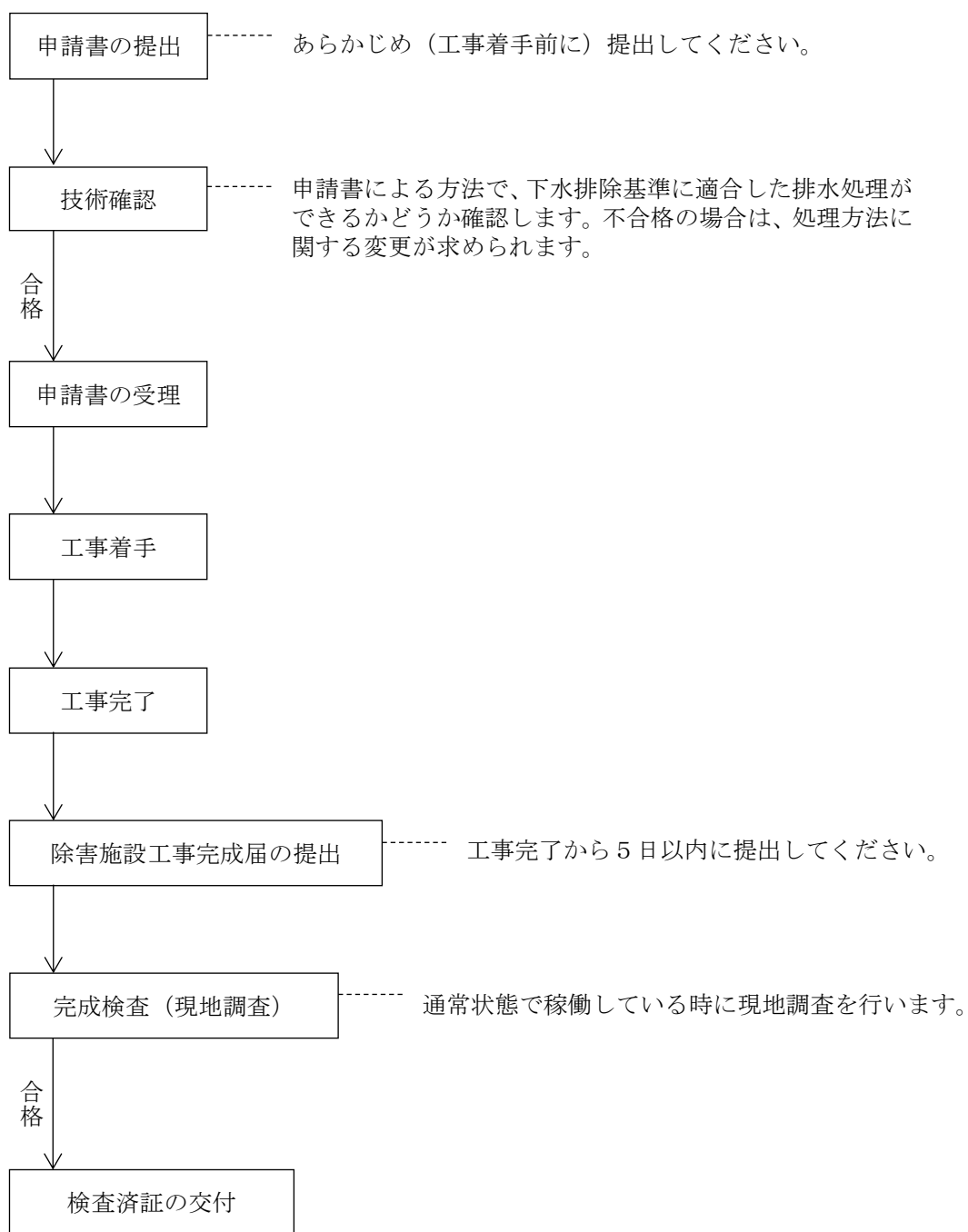




表-6-3 除害施設新設・増設・改築計画確認申請の手順



(3) 計画変更命令（法第 12 条の 5）

上下水道事業管理者は、特定施設の設置又は構造等の変更の届出に係る特定事業場からの下水が直罰の対象となるような悪質下水であると認める場合、届出が受理された日から 60 日以内に当該届出に係る計画の変更又は廃止を命ずることができます。

この命令は、事前に下水のチェックをし、届出者に下水の排除基準を遵守させようとするものですが、命令の内容は次のとおりです。

① 特定施設の設置の届出

- (ア) 特定施設の構造
  - (イ) 特定施設の使用の方法
  - (ウ) 汚水等の処理の方法
  - (エ) 特定施設の設置に関する計画の廃止
- } に関する計画の変更

② 特定施設の構造等の変更の届出

- (ア) 特定施設の構造の変更
  - (イ) 特定施設の使用の方法の変更
  - (ウ) 汚水等の処理の方法の変更
  - (エ) 特定施設の構造等の変更に関する計画の廃止
- } に関する計画の変更

(4) 事故時の措置（法第 12 条の 9）

特定施設の設置者は、自然災害等発生原因を問わず、特定事業場内で除害施設等の機能停止、貯蔵タンクや配管等の破損、操作ミス等により、有害物質又は油を含む下水が公共下水道へ流入する事故が発生した場合、下水の排出を防止するための、応急の措置を講じ、速やかに、事故の状況及び講じた措置の概要を公共下水道管理者に届け出ることが義務付けられています。

(5) 水質測定義務等（法第 12 条の 12、条例第 8 条の 3）

特定施設又は除害施設の設置者は、公共下水道に排除する下水の水質を表 7（P22）のとおり測定することが義務づけられていますが、管理者（上下水道事業管理者）は、相当の理由があると認めるときは、測定回数を減ずることができます。

表-7 下水の水質測定回数

対象項目又は物質	測定回数	
カドミウム及びその化合物	14日を超えない排水の期間ごとに1回以上	
シアン化合物		
有機燐化合物		
鉛及びその化合物		
六価クロム化合物		
砒素及びその化合物		
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		
アルキル水銀化合物		
ポリ塩化ビフェニル		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
ジクロロメタン		1月を超えない排水の期間ごとに1回以上
四塩化炭素		
1, 2-ジクロロエタン		
1, 1-ジクロロエチレン		
シス-1, 2-ジクロロエチレン		
1, 1, 1-トリクロロエタン		
1, 1, 2-トリクロロエタン		
1, 3-ジクロロプロペン		
テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)		
2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(シマジン)		
S-4-クロロベンジル=N,N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ)		
ベンゼン		
セレン及びその化合物		
ほう素及びその化合物		
ふつ素及びその化合物		
1, 4-ジオキサン		
ダイオキシン類	1年を超えない排水の期間ごとに1回以上	
温度	排水の期間中1日1回以上	
水素イオン濃度 (pH)	1月を超えない排水の期間ごとに1回以上	
生物化学的酸素要求量 (BOD)		
浮遊物質 (SS)		
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油物
		動植物油脂類
窒素含有量		
磷含有量		
沃素消費量		
フェノール類		
銅及びその化合物		
亜鉛及びその化合物		
鉄及びその化合物 (溶解性)		
マンガン及びその化合物 (溶解性)		
クロム及びその化合物		
ニッケル及びその化合物		
色汚染度		
臭気		
注1 測定方法		下水の水質の検定方法に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)に定める検定方法その他管理者が認める検定方法とする。
2 採取個所	公共下水道の排出口ごと、又は除害施設の排水口ごとに他の排水による影響が及ばない地点で行うこと。	
3 記録保存	測定結果を記録し5年間保存すること。	

(6) 改善命令等（法第 37 条の 2）

上下水道事業管理者は、特定事業場から直罰の対象となるような悪質下水が公共下水道に排除されるおそれがあると認めるときは、その段階で、期限を定めて汚水の処理方法等の改善又は下水の排除の一時停止を命じることができます。

(7) 監督処分等（法第 38 条）

上下水道事業管理者は、法又は法に基づく命令若しくは条例の規定に違反した事業場に対し必要な措置を命じることができます。例えば、悪質下水を排除した場合、この条項に基づき汚水の処理方法等の改善又は下水の排除の一時停止を命じることができます。

なお、この命令は違反の事実がなければ行うことができないのに対し、(6)の命令は違反のおそれがあれば行うことができるところに違いがあります。

(8) 報告（法第 39 条の 2）

特定事業場及び悪質下水を排除する事業場は、上下水道事業管理者が公共下水道の管理に必要と認められる範囲の報告を求めた場合、当該事業場の稼働状況、除害施設の管理状況及び下水の水質についての報告をしなければなりません。

なお、汚水の除害施設等維持管理報告書（P72）はこの報告の徴収に基づくものです。

(9) 罰則（法第 44 条～51 条、条例第 36 条、条例第 38 条）

法及び条例に違反した場合の罰則のうち、事業場下水に関連するものは表－8 のとおりです。

表－8－1 法による罰則

番号	根拠法令	違反内容	罰則内容
1	法第 44 条第 1 項	公共下水道又は都市下水路の施設の機能に障害を与えて下水の排除を妨害した者	5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
2	法第 44 条第 2 項	みだりに公共下水道又は都市下水路の施設を操作して下水の排除を妨害した者	2 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
3	法第 45 条	計画変更命令、改善命令等又は監督処分等としての命令に違反した者	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
4	法第 46 条第 1 項第 1 号	公共下水道への排出口においての下水の排除基準違反者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	法第 46 条第 1 項第 2 号	事故時の措置規定の命令に違反した者	
5	法第 46 条第 2 項	公共下水道への排出口においての下水の排除基準違反者（過失）	3 月以下の禁錮又は 20 万円以下の罰金
6	法第 47 条の 2	特定施設の設置又は構造等の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	3 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金
7	法第 49 条第 1 号	公共下水道使用の開始の届出、特定施設の使用の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	20 万円以下の罰金
	法第 49 条第 2 号	実施の制限に違反した者	
	法第 49 条第 3 号	下水の水質の記録をせず、又は虚偽の記録をした者	
	法第 49 条第 4 号	公共下水道管理者による特定施設、除害施設等の検査を拒み、妨げ又は忌避したもの	
	法第 49 条第 5 号	事業場等の状況、除害施設又はその排除する下水の水質に関し必要な報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
8	法第 51 条	氏名の変更等の届出、特定施設の使用の廃止の届出、特定施設の承継の届出をせず、又は虚偽の届出をした者	10 万円以下の過料

注 1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して 3～7 の違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人又は人も罰せられます。（両罰規定：法第 50 条）

表－８－２ 条例による罰則

番号	根拠法令	違反内容	罰則内容
1	条例第 36 条第 1 号	除害施設新設・増設・改築計画の確認を受けずに 除害施設の工事を行った者	5 万円以下の過料
	条例第 36 条第 3 号	除害施設工事完成の届出を怠った者	
	条例第 36 条第 4 号	下水の水質の記録をせず、又は虚偽の記録をした者	
	条例第 36 条第 14 号	除害施設新設・増設・改築計画確認申請書に不実の 記載をして提出した者	

注 1 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に  
関して 1 の違反行為をしたときは、行為者のほかその法人又は人も罰せられます。(両罰規定：条例  
第 38 条)

(10) 水質規制の分類

